

# 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2021年1月1日  
発行所  
オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所  
オールフォーワン土地家屋調査士事務所  
〒1850021  
東京都国分寺市南町三丁目22番2号  
ゼルコパビル4階  
Tel.0423000255 fax0423000256  
office@kunimatu.jp

新年あけましておめでとうございます。

昨年3月からスタートしたこの後見 DE 貢献をご贖いいただきまして誠にありがとうございます。本年もさらにパワーアップして参りますので、どうか引き続きお付き合いのほどお願い申し上げます。



さて、後見人を自分で選んでおく任意後見制度とは裏腹に、判断能力が衰えてしまってから家庭裁判所に後見人を選任してもらう法定後見制度。この制度をやむなく使う場合、家裁への後見人選任（後見開始）申立書の中に「後見人候補者」を書く欄があります。ここに誰を記入するか、が法定後見での最も重要なポイントと言えます。私は親族後見人賛成派です。なぜならコストを抑える事ができるから。

しかし、本当にその方が適任かどうか、疑問符をつけざるを得ないときがあります。まずは家庭裁判所のホームページや動画をご覧になって、これならできるとハッキリ言える場合でなければ後見人になってはいけません！家裁も不適任と判断すればその方を選任しない場合もありますし、専門職後見人や監督人を選任された、というパターンは今まで何度も目にしています。



IKUKO

★LINE公式  
アカウント★

を取得しました。  
@965ehhek



友だち登録を  
ぜひよろしく  
お願い致します  
(●^o^●)

## IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

前号で後見人には「善管注意義務」があることを書きました。そこで今回は「善管注意義務」についてもう少しお話ししたいと思います。

### 善管注意義務とは？

善良な管理者の注意義務の略⇒民法第644条の条文に由来します。委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位（社会通念上）から考えて通常客観的に期待される注意義務のことです。これは自己の財産に対する注意義務よりも重い義務です。この注意義務を怠って、履行遅滞・不完全履行・履行不能などに至り本人に何らかの損害を与えた場合は、民法上過失があると見なされ状況に応じて賠償責任を負うことになります。

成年後見人は被後見人の財産管理及び身上監護（保護）を行う立場にありますから、善良なる管理者の注意義務が要求されるのです。また、保佐人、補助人、任意後見受任者及び任意後見人も同様の義務を負います。

後見人は本人（被後見人）について行った後見事務の内容について日々記録しておくことが大切です。実際に就任してから、こんなはずではなかったという話は少なくありません。「とりあえず親族が就任すればいい」という感覚は危ういものです。ご親族が後見人の候補者になる時には、後見人としての仕事の内容をきちんと確認し、それなりの覚悟をしておく必要があります。

★新型コロナウイルスの影響で後見のお客様とも以前のようにお会いすることが難しくなりました。やむを得ず面会謝絶の方針を取られている施設や病院も多く、施設側も感染予防最優先の中、対応に苦慮されています。少しずつですが、リモート面会の導入も行われるようになってきました。ご自身だけでは思うようにお体を動かさず寝たきりで療養されている方はその利用も難しいため、ご家族との面会やイベント、外部との交流が激減したことによって、気持ちの張りや励みが無くなり表情が乏しくなってしまうことなど認知への影響を心配する声が上がっています。

★ご自宅で過ごされるご家族の心配も中々解消されません。施設や病院へ電話や書面で連絡を取り様子を聞いても直接会えない辛さは想像以上です。コロナが収束へ向かいご家族が安心して気持ちを通わせ励まし合える日常に1日でも早く戻れるよう祈りながら、感染予防のためにできることは確実に実行・継続したいと思います。

YouTube

国松偉公子の  
相続相談室

